

勤務条件説明書

〇〇 〇〇 様

(所在地) 広島市中区基町 9 番42号

(使用者) 広島県教育委員会

あなたを会計年度任用職員に採用するに当たっての勤務条件は、次のとおりです。

1 任用根拠	短時間勤務会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）
2 任用期間	令和7年4月8日から令和8年3月6日まで (1) 任期の更新予定 更新する場合があります。（同一年度内に限る。） (2) 任期の更新の基準 勤務実績、態度、能力及び予算状況等により総合的に判断します。 (3) 任期の自動更新 任期満了後の自動更新は行いません。 (4) 条件付採用 採用後1月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合、15日に達するまで）は、条件付採用期間となります。
3 勤務場所	〇〇市立〇〇中学校（〇〇小学校、〇〇小学校）
4 勤務内容	(1) 児童生徒のカウンセリング (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 (4) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施 (5) その他児童生徒のカウンセリング等に関し、適当と認められるもの (6) カウンセリングに関する実習への対応
5 勤務時間	勤務時間数 総時間 216 時間 第2回連絡協議会に参加した場合は総勤務時間に3時間を加えます。 （別紙「勤務時間割振表」による。）
6 休暇・休業	(1) 年次有給休暇 「短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則」第9条により、所定勤務日数及び在職する期間に応じて付与される場合があります。 (2) 特別休暇 短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日および休暇に関する基準を定める規則によります。
7 所定外勤務	あらかじめ割り振られた勤務時間以外の時間における勤務は命じません。
8 給与	(1) 報酬 単価 勤務1時間当たり 4,980 円 支給額は、単価にその月の総勤務時間数を乗じて得た額となります。 (2) 通勤費 通勤費に相当する報酬として、届け出に基づき1日当たり所定の額を支給します。 (3) 期末手当 基準日に採用時の任期が6月以上定められているものに対して支給します。 勤勉手当 (4) 昇給 なし (5) 締切日 毎月末日に勤務実績を集計します。 (6) 支給日 報酬及び通勤費 勤務した日の属する月の翌月の15日 期末手当 3月24日、6月30日、12月24日 勤勉手当 6月30日、12月24日 ※ 当日が休日等の場合は直前の休日等でない日
9 社会保険	加入しません。
10 雇用保険	加入しません。
11 災害補償	「労働者災害補償保険法」が適用されます。
12 退職に関する事項	(1) 任期満了の際は、別に通知しない限り当然退職とします。 (2) 自己都合退職の場合は、事前に届け出を行ってください。
13 その他	(1) 報酬から所得税等を控除して支給します。 (2) 住民税については控除しませんので、市町村へ直接納入してください。 (3) 心身の故障のため長期の休養を要する場合等に、休職処分を行う場合があります。